

労働政策審議会 安全衛生分科会

『東電福島第一原発作業員の長期健康管理等に関する検討会報告書』に対する意見

平成 27 年 5 月 20 日

全国電力関連産業労働組合総連合

私たち電力総連は、放射線下労働は原子力関連職場における最も基本的な労働安全衛生の問題であり、ICRP（国際放射線防護委員会）勧告の基本的な精神を十分尊重し、全ての被ばくを合理的に達成できる限り低く保つ（ALARA ; As Low As Reasonably Achievable）ため、放射線管理を十分に実施せしめることを基本的な考え方とし、各原子力関連職場において被ばく低減に努めて参りました。

また、原子力災害あるいはそれに至りかねない重大な事故等が発生した場合における緊急作業は、高線量の被ばくを伴うなど通常作業と異なる過酷な環境での作業となることから、様々な条件整備を図ることが重要と考えます。その上で重大事故に伴う被害を最小限にとどめるため、緊急作業に従事することは原子力施設に働く者としての責務と認識しております。

緊急作業に伴う被ばくのあり方を見直すにあたりまして、単に緊急作業時の被ばく線量限度を上げる、あるいは単純に国際基準に当てはめるということではなく、緊急作業に従事する労働者の安全衛生確保の観点に立ち、ICRP 勧告に謳われる ALARA の精神、行為の正当化や防護の最適化等の原則に基づき、福島第一原子力発電所事故における緊急作業の実態や経験・教訓、更には今後予定される発送配電分離なども十分に踏まえ、「緊急作業に伴う適切な放射線管理や防護対策、健康管理」に加え、労働者の意向や雇用などに対する配慮、特に「家族の理解を含めた労働者の意思尊重の観点で事前に同意を得ておくこと」や「緊急作業への従事に対する同意の有無・被ばく線量などを理由とする労働者の雇用・労働条件の不利益変更の禁止」、「被ばくに関する個人情報の管理」などについても併せて検討を深め、必要な措置を講じるべきと考えます。

今般、報告書を取りまとめられました「東電福島第一原発作業員の長期健康管理等に関する検討会」におかれましては、労働者保護の立場でこうした点も含めて議論していただいたものと受け止めております。

今後、本報告書を踏まえ、省令化等が進められることとなりますが、下記の点にもご留意いただき、原子力施設における重大事故の拡大防止・収束に向けた対応とそこに従事する労働者の権利保障の両立が図られる制度とされますよう、意見申し上げます。

記

1. 緊急作業期間中・緊急作業後の健康管理、医療体制の確保について

福島第一原子力発電所において緊急作業に従事された労働者に対しましては、既に「東京電力福島第一原子力発電所における緊急作業従事者等の健康の保持増進のための指針（平成 23 年 10 月 11 日 公示第 5 号）」に基づき、離職後も含めた長期的な健康管理が実施されておりますが、適宜見直しや充実を図りつつ、メンタルヘルス対策を含めて継続的に取り組まれますようお願いいたします。

福島第一原子力発電所事故における教訓を踏まえた緊急作業期間中の医療体制の確保に関しましては、事業者やご協力いただける医療関係者、関係省庁との連携を十分に図りつつ、実効性ある体制の確立に向けて取り組みを進めていただきますようお願いいたします。

今後仮に緊急作業が必要となる事態が発生した場合において、これに従事する労働者に対して、これら健康管理に関する措置につきまして、予め周知しておくことも必要と考えます。

2. 通常被ばく限度を超えた者に係る中長期的な線量管理について

「事故発生時を含む線量管理期間」と「次の線量管理期間」のいずれの場合においても、緊急作業への従事により通常被ばく限度（100mSv/5年）を超えた労働者を引き続き通常作業における放射線下労働に従事させるには、労働安全衛生の観点できめ細かい被ばく線量管理を行うことに加え、その作業内容や被ばく線量の想定、適用される線量限度などについて十分説明をした上で当該労働者の意思を確認・尊重した措置を講じるとともに、医師の面談や助言などにより心身の健康状態を確認すべきであります。

その上で、緊急作業への従事により通常被ばく限度（100mSv/5年）を超えたこと、あるいは超える恐れがあること、またその後の通常作業への従事を拒否したことを理由として、当該労働者の雇用や労働条件に係る不利益変更はあってはならないことであり、これを禁止すべきと考えます。

また、当該労働者が、転職等の諸事情により他の企業や職場で放射線下労働に従事する場合においても、適切に中長期的な線量管理が行われるような措置も必要と考えます。

3. 緊急作業従事期間中の被ばく線量管理について

（1）特例緊急作業等に係る被ばく防護の最適化について

特例緊急作業ならびに緊急作業においても、その限度まで被ばくしてよいということでは決してなく、「労働者が電離放射線を受けることをできるだけ少なくするように努める」ことが求められることに変わりはありません。

被ばく低減あるいは特定の労働者に被ばくが集中することがないように、線量計や防護具などの必要な資機材の事前準備、ならびに緊急作業時における放射線管理、被ばく線量測定や防護対策、被ばく線量の本人への通知等の措置を確実に講じるとともに、事故の進展・状況や労働者の被ばく管理の状況を見極めながら、全体的に被ばく防護の最適化を図るべきと考えます。

（2）特例緊急被ばく限度の考え方について

特例緊急被ばく限度に関し、250mSvとした考え方について、放射線による健康影響、福島第一原子力発電所事故における経緯や諸外国の状況などの観点を含め、労働者に対して十分かつ丁寧な説明が必要と考えます。

（3）特例緊急作業従事者の限定について

特例緊急作業に従事する労働者は「原子力防災業務計画で定める原子力防災組織の要員

として指定されている者に限る」とされています。しかし、労働者を限定することにより、特定の労働者に被ばくが集中することや、事故の状況によっては指定された労働者だけでは対応しきれず事前の意思確認や教育訓練を十分に受けていない労働者までもが急きょ特例緊急作業に従事することとならないか懸念します。

福島第一原子力発電所事故においては、事業者の原子力部門のみならず、送配電部門や工事会社などが一体となって対応してきた経緯があります。そのような事態とならないよう、福島第一原子力発電所事故における実態や経験・教訓やそれを踏まえた現状の原子力施設の緊急時対応体制、作業に求められる技術・技能などを踏まえ、特例緊急作業ならびに緊急作業に必要な労働者を確保すべきと考えます。

(4) 特例緊急作業ならびに緊急作業に係る労働者の同意について

労働者を特例緊急作業ならびに緊急作業へ従事させるには、重大事故に伴う作業内容、放射線による健康影響や事後の健康管理などについて十分に説明した上で、予め労働者の同意を得ておくべきであります。

労働者が特例緊急作業ならびに緊急作業への従事を拒否した場合においても、これを理由とする当該労働者の雇用や労働条件に係る不利益変更を禁止すべきと考えます。

(5) 特例緊急作業ならびに緊急作業に従事する労働者に対する教育について

特例緊急作業ならびに緊急作業に伴う被ばく線量の低減には、労働者自身が放射線の健康影響や防護措置、原子力施設における重大事故に伴う作業内容などの知識や技能を身に付けておくことも重要であるため、これら作業への従事に同意した労働者に対して、必要な教育訓練が確実に実施されますようお願いいたします。

(6) 被ばく限度を超えた場合の措置について

特例緊急作業ならびに緊急作業への従事にあたっては、十分な放射線管理と防護対策を講じ、被ばく限度を超えることがないことが前提ですが、事故の状況等によっては結果してこれを超える被ばくが発生しうることも想定しておくべきであります。

その場合には、原因調査・再発防止への対応、当該労働者の健康状態のチェックならびに本人の意向を尊重した措置を講じるとともに、これを理由とする当該労働者の雇用や労働条件に係る不利益変更を禁止すべきと考えます。

(7) 特例緊急被ばく限度の引下げ・廃止について

特例緊急被ばく限度の段階的な引き下げや廃止につきましては、その判断を適切かつ速やかに行うため、厚生労働省、関係省庁、事業者による緊密な連携を図っていただきますようお願いいたします。

(8) 被ばくに係る個人情報管理の徹底について

特定緊急作業に従事した労働者の被ばく線量実績や健康診断結果など個人情報の管理を徹底いただきますようお願いいたします。

以 上